

図 3-19. 自然再生に関する取り組みの実施箇所案(第 3 工区)

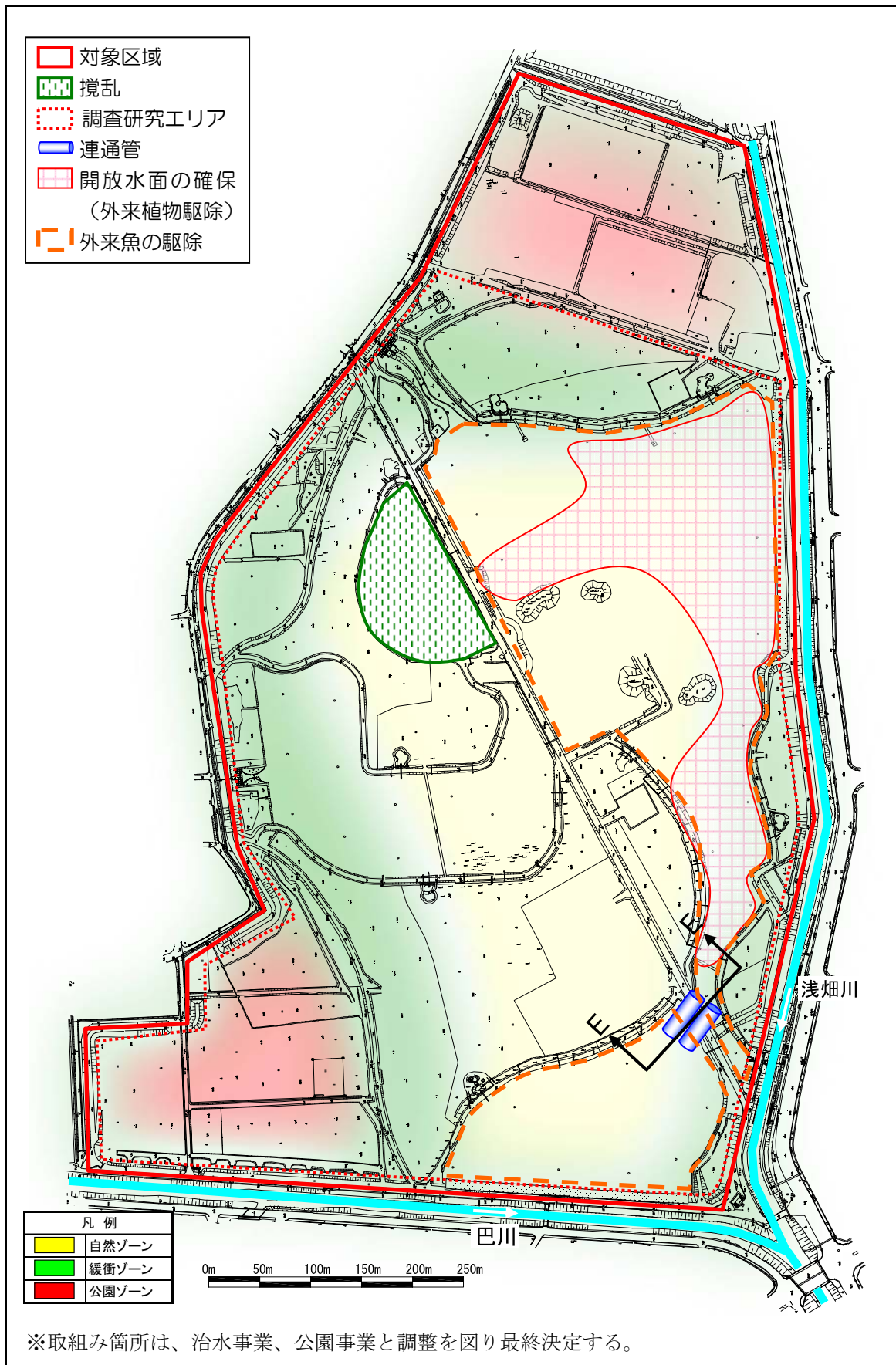
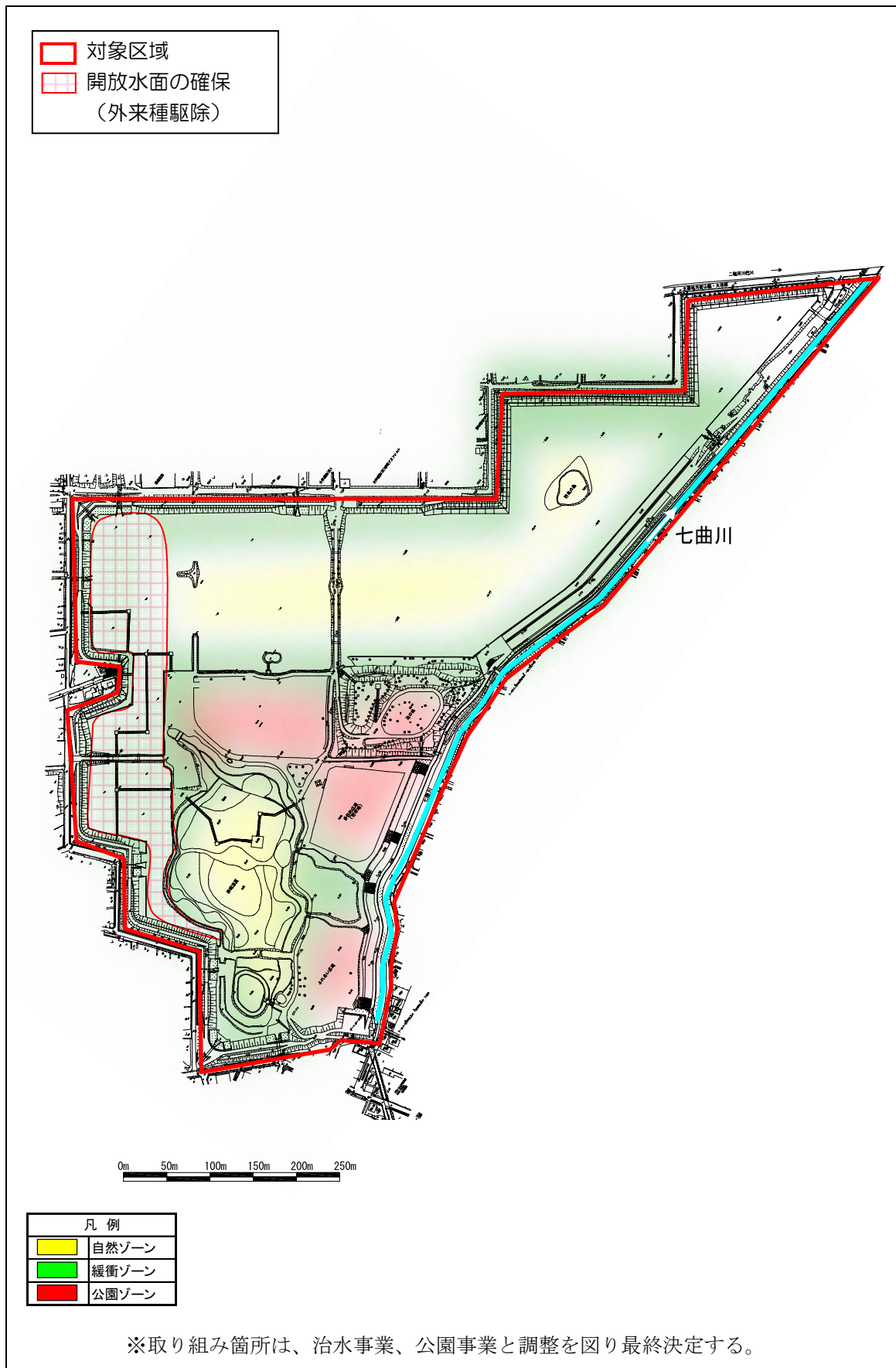


図 3-20. 自然再生に関する取り組みの実施箇所(第 4 工区)



## 第4章 自然再生の実施に関して必要な事項

### 4-1 自然再生推進計画(人と自然との良好なかかわりづくり)

#### (1)環境学習

麻機遊水地及び地域の自然環境の仕組み、生い立ち、自然再生の取り組みに関する意義を、より多くの人々に理解してもらうことと、将来の担い手を育てることを目的とし、本自然再生では、子供用パンフレットの作成や現地での自然観察会、体験学習プログラムを実施する。

#### 【現在実施している環境学習に関する活動例】

- ・子ども自然環境レンジャー（NPO麻機湿原を保全する会主催）
- ・巴川「川の日」親子でウォッチング（静岡土木事務所主催）
- ・親子で自然ウォッチング（東部公民館主催）
- ・リバーレネッサンス（CLUBリバーレネッサンス主催）



図 4-1.巴川川の日親子でウォッチング



図 4-2.リバーレネッサンス

#### (2)人材の育成

麻機での自然再生活動を継続させるとともに、麻機の良好な自然環境、麻機地域で伝えられている柴あげなどの人と自然とのかかわり方を後世に伝えていくために、地域の風俗・風習に精通する方や、地域の専門家から技能やノウハウを学び、環境学習の実施、現地での作業を指導できる人材、この活動を引き継ぐ人材の育成に努める。

### (3)情報発信

ホームページの開設やマスメディアとの連携、パンフレットの作成を行い、麻機遊水地の自然環境に関する情報発信を行う。

また、公園部においては、ガイド施設や園内の説明板の設置を行い、来訪者への情報発信を進めていく。

#### 【現在実施している情報発信に関する活動例】

- ・ 静岡土木事務所ホームページ「ともえランド」
- ・ 静岡土木事務所発行パンフレット
- ・ 静岡土木事務所発行巴川子供向けパンフレット
- ・ 静岡市麻機遊水地の自然ポストカード

### (4)組織・連携

麻機遊水地ではこれまでも、地域住民による様々なイベントや清掃活動の実施、地元中学校によるゴミの不法投棄防止ポスターの作成などが行われており、今後も地域住民や小・中・高等学校との連携をより一層深め、利活用や維持管理への参加協力を進める。

また、学識者・研究機関・大学との連携を図り、自然再生の取り組みにかかわる研究、専門的な評価・検証を行うなどし、科学的知見を高めていく。

#### 【現在実施している連携に関する活動例】

- ・ 遊水地のクリーン作戦（NPO麻機湿原を保全する会）
- ・ 除草、清掃活動（地元住民）
- ・ 啓発ポスターの作成（観山中学）



図 4-3.第 4 工区のクリーン作戦



図 4-4.地元の中学生が作成した啓発ポスター

## (5) 風俗・風習の継承

麻機遊水地では、伝統的漁法である柴あげ漁や、水田の再生などの活動が行われており、今後もこの地域に伝わる風俗・風習を後世に引き継ぐよう支援する。

また、資源の有効活用を図るために、自然再生の過程で発生した刈草や土を資源とする利活用の仕組みを作り、循環型社会の形成に努める。

### 【現在実施している風俗・風習に関する活動例】

- ・ 柴あげ漁（第3工区、第4工区）
- ・ 水田の再生（第4工区）
- ・ 沼のばあさんの祭典（諏訪神社に祀られている）



図 4-5.第 3 工区の柴揚げ漁の再現



図 4-6.第 4 工区再生した水田



図 4-7.諏訪神社(葵区諏訪)  
出典:記念誌「大谷川放水路」

## (6) ルール作り

麻機遊水地は多目的遊水地として整備され、治水機能の他にも公園的機能も有しており、市街地に近接していることから自然保護にかかわる活動だけでなく、スポーツや各種レクリエーションの場としても多くの市民に利用されている。

そのため、動植物の生育・生息環境の保全・再生や人と自然との共生を図るために、立ち入り制限区域の設定や利用制限などのルールの検討・対策を実施する。

## **(7) 調査研究エリアの設定**

麻機遊水地第3工区に調査研究エリアを設定し、「巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想」の理念を具体化する可能性のあるものについては試験的に取り組んでいく。データの蓄積や評価を行い効果のあった取り組みについては、新たに計画を立案する。

## **4-2 公園計画**

### **(1) 施設計画**

公園管理者（静岡市）は公園の施設計画において、環境学習の実施や対象区域内における自然再生の取り組みに関する情報発信に配慮し、遊水地内の案内板、自然環境に関する説明板などの整備を進めていく。

また、対象区域内の自然環境への負荷の軽減を図るための措置を積極的に進めていくとともに、子供たちが安全に環境学習の場として利活用できるように配慮する。

### **(2) 公園の利用ルール**

公園部における施設（水田、その他）の利用ルールを定め、その周知に努めて対象区域内の自然環境への負荷の軽減を図るための措置を積極的に進めていく。

## 第5章 その他

---

### 5-1 第4工区のダイオキシン類対策

麻機遊水地第4工区のダイオキシン類対策工事においては、麻機遊水地の自然環境保全に配慮し対策を進めていく。

